

訪問介護サービス利用料金表

(特定事業所加算Ⅱ)

リハビリセンターあゆみのとがわ訪問介護事業所
令和1年10月1日改定

区分内容	提供内容	利 用 料 金					
		法定利用単位	法定利用金額 (注1)	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)	
身体	身体1・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護	274 単位	2,796 円	280 円	560 円	839 円
	身体2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護	435 単位	4,436 円	444 円	888 円	1,331 円
	身体3・Ⅱ	1時間以上1時間半未満の身体介護	635 単位	6,480 円	648 円	1,296 円	1,944 円
	身体4・Ⅱ	1時間半以上2時間未満の身体介護	726 単位	7,412 円	742 円	1,483 円	2,224 円
生活	生活2・Ⅱ	20分以上45分未満の生活援助	200 単位	2,044 円	205 円	409 円	614 円
	生活3・Ⅱ	45分以上	246 単位	2,515 円	252 円	503 円	755 円
身体+生活	身1生1・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護+20分以上45分未満の生活援助	347 単位	3,537 円	354 円	708 円	1,062 円
	身1生2・Ⅱ	20分以上30分未満の身体介護+45分以上70分未満の生活援助	419 単位	4,279 円	428 円	856 円	1,284 円
	身2生1・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護+20分以上45分未満の生活援助	507 単位	5,177 円	518 円	1,036 円	1,554 円
	身2生2・Ⅱ	30分以上1時間未満の身体介護+45分以上70分未満の生活援助	580 単位	5,918 円	592 円	1,184 円	1,776 円

介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(13.7%)×10.21円		左記計算より 算出された 金額の1割	左記計算より 算出された 金額の2割	左記計算より 算出された 金額の3割	
介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)	総単位(基本サービス+各種加算)×サービス別加算率(6.3%)×10.21円		左記計算より 算出された 金額の1割	左記計算より 算出された 金額の2割	左記計算より 算出された 金額の3割	
緊急時訪問介護加算	利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者又は家族から要請を受けて24時間以内に行った場合	100 単位	1,021 円	103 円	205 円	307 円
訪問介護初回加算	新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合	200 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	訪問リハ事業所のPT,OT,又はST等が訪問リハを行う際に、サービス提供責任者が同行し、共にアセスメントを行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供をした場合	100 単位	1,021 円	103 円	205 円	307 円

(注1) 1単位の単価は、地域サービスの種類により区分が定められています。
東近江市の訪問介護における単価は、10.21円となります。

(注2) 上記注1にて算出し、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。
月額での計算の際には、単数処理を行いますので目安の金額と多少異なります。